

事 務 連 絡
平成23年10月3日

〔 各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 〕 御中

厚生労働省健康局水道課

水道事業等の認可の手引きの改訂について（送付）

平素より水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

昭和60年6月に「水道事業等の認可の手引き」（厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課事務連絡）が公表されてから26年が経過し、その間、水道法、施行令、施行規則が改正されるとともに、様々な通知文や事務連絡等も発出されています。また、本日、地方分権改革推進計画を踏まえ、事業認可申請書類の簡素化などを行うべく施行規則が改正されたところです。

このため、これら法令の改正等の内容を踏まえて「水道事業等の認可の手引き」を別添のとおり改訂したので、参考まで送付いたします。なお、本改訂において「水道の広域的整備と維持管理体制の充実について」などの記載を削除していますが、これは水道ビジョン（平成20年7月改訂 厚生労働省健康局）において今後の水道に関する重点的な政策課題やその課題に対処するための具体的な施策等として示しているためであり、認可等にあってこれらの考えが不要ということでないのは言うまでもありません。

なお、本手引きは認可等に関する申請や審査等についての当課の基本的な考え方を示したものであり、不明な点等があれば、当課まで確認をとっていただきますようお願い申し上げます。

本件問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課 中須賀 淳、長野 貴之
電話 03(5253)1111 内線 4010、4027